

第4章 東日本大震災による東北3県の消防機関の対応及び消防庁舎の被害と現況について

1. はじめに

平成23年3月11日（金）14時46分頃発生した東北地方太平洋沖地震で津波の被害を受けた消防本部が、その後の機能復旧・復興に至るまでにどのような過程を経ているか記録することを目的に調査を行った。

本災害は、その規模並びに被災地域が、甚大かつ広範囲に及んでいる。被災地では多くの生命と財産が失われ、今も復興への取り組みが続けられているところである。

消防機関も、当地の消防本部ばかりでなく、応援協定や緊急消防援助隊制度等に基づき、各地から多くの消防部隊が集結し被災地で活動に当たった。その一方で、現地の消防本部は自らも被災しており、職員の被害、消防庁舎、車両及び資機材等大きな被害を受けた。

こうした中であって、消防機関が直後の災害対応から時間を経て通常体制に至るまで、ハード・ソフト面に渡り幅広く機能回復することを求められたことはこれまでに無かったと考えられる。また、こうした活動を体系的に記録したものは無く、各消防本部が記録を残しているにとどまるものと思われる。こうした情報を、消防機関が通常体制に回復するまでの期間とし3～5年程度を目途に経過を記録することは、今後の消防機関の災害対策の検討・構築、あるいは今後、万が一に大規模災害が発生した際の迅速な対応に寄与するものと考えられる。

そこで、(財)消防科学総合センターでは、津波被害を受けた太平洋沿岸の岩手県、宮城県並びに福島県の全消防本部を対象として、消防機関の発災から今日に至るまでの対応と、沿岸付近の消防庁舎の被災と現在の様子を把握するため、以下の調査を行った。

2. 調査概要

(1) 実施日

平成24年7月中旬より

(2) 調査対象

平成23年3月11日（金）14時46分頃発生した東北地方太平洋沖地震により、津波被害を受けた岩手県、宮城県並びに福島県の市町村を管轄する全ての消防本部

○岩手県（5消防本部）／久慈広域連合消防本部、宮古地区広域行政組合消防本部、釜石大槌地区行政事務組合消防本部、大船渡地区消防組合消防本部、陸前高田市消防本部

○宮城県（7消防本部）／気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部、石巻地区広域行政事務組合消防本部、塩釜地区消防事務組合消防本部、仙台市消防局、名取市消防本部、岩沼市消防本部、亶理地区行政事務組合消防本部

○福島県（3消防本部）／相馬地方広域消防本部、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、いわき市消防本部

※消防本部の並びは管轄する海岸線の北からの順を表す。

※平成25年1月末現在、13消防機関へ調査を実施した。残る2消防機関へは今後実施予定。